

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注		注	
	移動を行う職員の数等を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数等を満たさない場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の員数が定数に満たない場合	実施のユニットリーダー等によるケアの実施に当たっての体格的な条件に満たない場合	後援者による費用加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算	緊急対応入所費加算
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <従来型個室>【基本型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (614 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <従来型個室>【在宅強化型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (930 単位) 介護費4 (250 単位)															
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <多床室>【基本型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <多床室>【在宅強化型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <療養型> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <療養型> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <療養型> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <療養型> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費> 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室>【基本型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)	x97/100	x70/100	x70/100												
	b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室>【在宅強化型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室の多床室>【基本型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室の多床室>【在宅強化型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(四) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】 介護費1 (250 単位) 介護費2 (250 単位) 介護費3 (250 単位) 介護費4 (250 単位) 介護費5 (250 単位)															
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (905 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (1,260 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,615 単位)															

注 特別療養費
注 療養体制維持特別加算
(一) 療養体制維持特別加算(1) (1日につき 27単位を加算)
(二) 療養体制維持特別加算(2) (1日につき 57単位を加算)
(4) 給食費加算 (利用中に7日未満を標準に1日につき275単位を加算)
(5) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を標準))
(6) 認知症専門ケア加算
(一) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)
(二) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時対応療養費
(一) 緊急時対応療養費(1) (1日につき3日未満を標準に1日につき38単位を加算)
(二) 緊急時対応療養費(2) (1日につき3日以上を標準に1日につき38単位を加算)
(8) サービス提供体制強化加算
(一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)
(9) 介護職員処遇改善加算
(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき + 所定単位×39/1000)
(二) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき + 所定単位×29/1000)
(三) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき + 所定単位×16/1000)
(四) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき + (三)の90/1000)
(五) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき + (三)の80/1000)
(10) 介護職員等特定処遇改善加算
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき + 所定単位×2/1000)
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき + 所定単位×17/1000)
注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計
注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計
注 特別療養費、「緊急時対応療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
注 特別療養費、「緊急時対応療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
注 特別療養費、「緊急時対応療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	実質的介護料 付入所療養介護費 に算入する 入所療養介護費 を算入する		実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する		実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	実質的介護料 に算入しない 入所療養介護費 を算入する	
	標準	その他	標準	その他										
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準	+200単位	+90単位								
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準										
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準										
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準										
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(5) <療養機能強化型入所療養介護(丙)>	標準	標準										
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(6) <療養機能強化型入所療養介護(丁)>	標準	標準										
		g 病院療養病床短期入所療養介護費(7) <従来型型>	標準	標準										
		h 病院療養病床短期入所療養介護費(8) <従来型型>	標準	標準										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(2)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準										
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準										
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準										
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準										
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(5) <療養機能強化型入所療養介護(丙)>	標準	標準										
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(6) <療養機能強化型入所療養介護(丁)>	標準	標準										
		g 病院療養病床短期入所療養介護費(7) <従来型型>	標準	標準										
		h 病院療養病床短期入所療養介護費(8) <従来型型>	標準	標準										
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(3)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準										
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2) <従来型型>	標準	標準										
	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準	+70/100	+90/100	+200単位	+90単位					
			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準									
			c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準									
			d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準									
		(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準									
			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準									
c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>			標準	標準										
d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>			標準	標準										
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1) <ユニット型型>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準	+70/100	+90/100	+200単位	+90単位						
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準										
		c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準										
		d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準										
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2) <ユニット型型>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準										
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準										
		c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準										
		d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準										
(四) 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(3) <ユニット型型の本床定員>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準											
	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準											
	c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準											
	d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準											
(五) 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(4) <ユニット型型の本床定員>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準											
	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準											
	c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準											
	d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準											
(六) 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(5) <ユニット型型の本床定員>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <従来型型>	標準	標準											
	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <療養機能強化型入所療養介護>	標準	標準											
	c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3) <療養機能強化型入所療養介護(甲)>	標準	標準											
	d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(4) <療養機能強化型入所療養介護(乙)>	標準	標準											
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1) <ユニット型型>	標準	標準	+70/100	+90/100	+200単位	+90単位							
	(二) 経過型ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2) <ユニット型型の本床定員>	標準	標準											
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 2級以上の特別介護(1)	標準	標準											
(二) 2級以上の特別介護(2)	標準	標準												
(6) 療養費加算	(1)回につき 8単位を加算(1日につき3回を限度)													
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)												
(8) 特定診療費	標準													
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 12単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 12単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき 円定率率×25/1000)												
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき 円定率率×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき 円定率率×10/1000)												
	(四) 介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき 円定率率×10/1000)												
	(五) 介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき 円定率率×10/1000)												
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき 円定率率×15/1000)												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき 円定率率×11/1000)												
注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過超過減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増給加算を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(1)は、平成25年度(2014年度)に限り適用する。
 ※ 夜間勤務条件減算は平成25年度(2014年度)に限り適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(1)は、平成25年度(2014年度)に限り適用する。
 ※ 夜間勤務条件減算は平成25年度(2014年度)に限り適用する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	浴室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位
		要介護2 (740 単位)							
		要介護3 (789 単位)							
		要介護4 (839 単位)							
		要介護5 (889 単位)							
		要介護1 (717 単位)							
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (770 単位)							
	要介護3 (822 単位)								
	要介護4 (874 単位)								
	要介護5 (926 単位)								
	要介護1 (708 単位)								
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 (759 単位)							
	要介護3 (810 単位)								
	要介護4 (861 単位)								
要介護5 (913 単位)									
d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護2 (846 単位)								
要介護3 (897 単位)									
要介護4 (945 単位)									
要介護5 (995 単位)									
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位)								
要介護2 (887 単位)									
要介護3 (934 単位)									
要介護4 (985 単位)									
要介護5 (1,037 単位)									
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位)								
要介護2 (870 単位)									
要介護3 (921 単位)									
要介護4 (971 単位)									
要介護5 (1,023 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (611 単位)							
	要介護2 (656 単位)								
	要介護3 (700 単位)								
	要介護4 (746 単位)								
	要介護5 (790 単位)								
	要介護1 (719 単位)								
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (763 単位)								
要介護3 (808 単位)									
要介護4 (853 単位)									
要介護5 (898 単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位)	×97/100						
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,017 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (846 単位)							
		要介護2 (899 単位)							
		要介護3 (950 単位)							
		要介護4 (1,001 単位)							
		要介護5 (1,054 単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位)							
		要介護2 (888 単位)							
		要介護3 (939 単位)							
		要介護4 (989 単位)							
		要介護5 (1,040 単位)							
	(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位)							
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,017 単位)							
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846 単位)							
		要介護2 (899 単位)							
		要介護3 (950 単位)							
		要介護4 (1,001 単位)							
要介護5 (1,054 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位)								
	要介護2 (888 単位)								
	要介護3 (939 単位)								
	要介護4 (989 単位)								
	要介護5 (1,040 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満	(926 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)							
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))							
(5) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)							
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)							
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
(8) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)							
		(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)							
		(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)							
		(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)							
		(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)							
(9) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)							
		(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)							
		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注		
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護士が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	要介護2 (1,042 単位)	要介護3 (1,042 単位)	要介護4 (1,042 単位)	要介護5 (1,042 単位)	×90/100	×70/100		
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,116 単位)	要介護2 (1,116 単位)	要介護3 (1,116 単位)	要介護4 (1,116 単位)	要介護5 (1,116 単位)				
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,054 単位)	要介護2 (1,054 単位)	要介護3 (1,054 単位)	要介護4 (1,054 単位)	要介護5 (1,054 単位)				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,094 単位)	要介護2 (1,094 単位)	要介護3 (1,094 単位)	要介護4 (1,094 単位)	要介護5 (1,094 単位)				
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,094 単位)	要介護2 (1,094 単位)	要介護3 (1,094 単位)	要介護4 (1,094 単位)	要介護5 (1,094 単位)				
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>		要介護1 (1,134 単位)	要介護2 (1,134 単位)	要介護3 (1,134 単位)	要介護4 (1,134 単位)	要介護5 (1,134 単位)					
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (947 単位)	要介護2 (947 単位)	要介護3 (947 単位)	要介護4 (947 単位)	要介護5 (947 単位)				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,014 単位)	要介護2 (1,014 単位)	要介護3 (1,014 単位)	要介護4 (1,014 単位)	要介護5 (1,014 単位)				
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (984 単位)	要介護2 (984 単位)	要介護3 (984 単位)	要介護4 (984 単位)	要介護5 (984 単位)				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,044 単位)	要介護2 (1,044 単位)	要介護3 (1,044 単位)	要介護4 (1,044 単位)	要介護5 (1,044 単位)				
		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	要介護2 (1,042 単位)	要介護3 (1,042 単位)	要介護4 (1,042 単位)	要介護5 (1,042 単位)			×90/100	×70/100
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,116 単位)	要介護2 (1,116 単位)	要介護3 (1,116 単位)	要介護4 (1,116 単位)	要介護5 (1,116 単位)						
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,214 単位)	要介護2 (1,214 単位)	要介護3 (1,214 単位)	要介護4 (1,214 単位)	要介護5 (1,214 単位)				
				b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位)	要介護2 (1,171 単位)	要介護3 (1,171 単位)	要介護4 (1,171 単位)				
			一般病棟	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,114 単位)	要介護2 (1,114 単位)	要介護3 (1,114 単位)	要介護4 (1,114 単位)				
b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>					要介護1 (1,071 単位)	要介護2 (1,071 単位)	要介護3 (1,071 単位)	要介護4 (1,071 単位)	要介護5 (1,071 単位)			
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費				(一) 3時間以上4時間未満	(674 単位)							
		(二) 4時間以上6時間未満		(821 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,268 単位)								
(5) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
(1) 1日1回療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 1日1回療養介護短期入所療養介護費(1)	療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(二) 1日1回療養介護短期入所療養介護費(2)	療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(三) 1日1回療養介護短期入所療養介護費(3)	療養介護費 1日あたり 1,000円														
(2) 2日1回療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 2日1回療養介護短期入所療養介護費(1)	療養介護費 1日あたり 2,000円														
	(二) 2日1回療養介護短期入所療養介護費(2)	療養介護費 1日あたり 2,000円														
	(三) 2日1回療養介護短期入所療養介護費(3)	療養介護費 1日あたり 2,000円														
(3) 特別介護療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 特別介護療養介護短期入所療養介護費(1)	特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(二) 特別介護療養介護短期入所療養介護費(2)	特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(三) 特別介護療養介護短期入所療養介護費(3)	特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
(4) エコー型1日1回療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型1日1回療養介護短期入所療養介護費(1)	エコー型1日1回療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(二) エコー型1日1回療養介護短期入所療養介護費(2)	エコー型1日1回療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(三) エコー型1日1回療養介護短期入所療養介護費(3)	エコー型1日1回療養介護費 1日あたり 1,000円														
(5) エコー型2日1回療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型2日1回療養介護短期入所療養介護費(1)	エコー型2日1回療養介護費 1日あたり 2,000円														
	(二) エコー型2日1回療養介護短期入所療養介護費(2)	エコー型2日1回療養介護費 1日あたり 2,000円														
(6) エコー型特別介護療養介護短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型特別介護療養介護短期入所療養介護費(1)	エコー型特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(二) エコー型特別介護療養介護短期入所療養介護費(2)	エコー型特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
	(三) エコー型特別介護療養介護短期入所療養介護費(3)	エコー型特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
(7) 特別介護療養介護短期入所療養介護費	(一) 特別介護療養介護短期入所療養介護費(1)	特別介護療養介護費 1日あたり 1,000円														
(8) 療養費加算	(1) 療養費加算(1日につき3割を標準)															
(9) 緊急時対応療養費	イ 緊急時対応療養費 ロ 特定治療															
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (二) 認知症専門ケア加算(2)															
(11) 重症認知症療養費加算	(一) 重症認知症療養費加算(1) (二) 重症認知症療養費加算(2)															
(12) 特別診療費(82)																
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)															
	(二) サービス提供体制強化加算(2)															
	(三) サービス提供体制強化加算(3)															
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)															
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)															
	(四) 介護職員処遇改善加算(4)															
	(五) 介護職員処遇改善加算(5)															
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)															
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)															

※ 介護職員処遇改善加算(1)～(5)は、従前従後併用加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合は、(1)を適用しない。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を併用して算出する。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を併用して算出する。